

錦江町プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 物品の購入若しくは借受け又は役務の提供（次に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を除く。）であって、プレミアム付商品券が対価の支払の手段として使用されるものをいう。
 - ア 不動産
 - イ 有価証券、前払式証票その他の金融商品
 - ウ 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - エ たばこ
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - カ 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- (2) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として町長の登録を受けた者をいう。

(購入対象者)

第3条 プレミアム付商品券を購入することができる者（以下「購入対象者」という。）は、扶養外住民税非課税者及び子育て世帯主とする。

2 前項に規定する扶養外住民税非課税者は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- (1) 平成31年1月1日の時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録された者（平成31年1月1日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、平成31年1月1日の時点において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、平成31年1月2日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和元年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定により課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者。ただし、当該市町村民税が課されていない者又は市町村民税を免除された者の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）に市町村民税が課されている場合は除く。

- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、購入対象者とししないものとする。
- (1) 平成 31 年 1 月 1 日の時点において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であった者（平成 31 年 1 月 1 日の時点において保護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (2) 平成 31 年 1 月 1 日の時点において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者であった者（平成 31 年 1 月 1 日の時点において支援支給の支給が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (3) 平成 31 年 1 月 1 日の時点において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者であった者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者であって、平成 31 年 1 月 1 日の時点において援護加算の認定を停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (4) 平成 31 年 1 月 1 日の時点において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けていた者（平成 31 年 1 月 1 日の時点において援護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (5) 平成 31 年 1 月 1 日から購入引換券の交付の決定を受ける日（以下「交付決定日」という。）までの間に死亡した者
 - (6) 日本の国籍を有しない者のうち、交付決定日において、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表上欄に該当しない者
- 4 平成 31 年 1 月 1 日の時点において、次の各号のいずれかに該当する児童等（平成 31 年 1 月 1 日の時点において満 18 歳未満の者（以下「児童」という。）及び平成 31 年 1 月 1 日の時点において満 18 歳以上満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（疾病その他のやむを得ない事情による休学により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。以下「児童以外の者」という。）をいう。以下同じ。）は、当該児童等に対し次の各号に規定する措置等を実施する施設等が所在する市町村の住民とみなし、第 2 項第 2 号の要件の適用に当たっては、当該児童等は、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、平成 31 年 1 月 1 日の時点において、第 3 号、第 4 号又は第 6 号に該当する満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童は児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

- (1) 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（児童以外の者にあつては、保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて委託をされている者を除き、児童福祉法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の規定により、委託されている者に限る。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（児童以外の者にあつては、当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」の規定により入所又は入院している者に限る。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により、同法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて入所している者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法の規定により、同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（児童以外の者にあつては、2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」の規定により入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法の規定により、同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 5 平成31年1月1日の時点において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にして居る者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であつて、平成31年1月1日の時点において居住している市町村（以下「居住市町村」という。）に住民票を移していない者について

は、次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、第2項第1号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を居住市町村の住民とみなし、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者はその配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

(2) 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令を含む。）が出されていること。

(3) 婦人相談所（売春防止法第34条第1項の規定による婦人相談所をいう。以下同じ。）が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

(4) 平成31年1月2日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

6 平成31年1月1日の時点において、次の各号のいずれかに該当する者については、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該者はその養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

7 第1項に規定する子育て世帯主は、次の各号に掲げる基準日に応じて、当該各号に定める期間に出生した者（以下「対象児童」という。）の属する世帯の世帯主であって、当該基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）をいう。

(1) 令和元年6月1日 平成28年4月2日から令和元年6月1日まで

- (2) 令和元年7月31日 令和元年6月2日から同年7月31日まで
- (3) 令和元年9月30日 令和元年8月1日から同年9月30日まで
- 8 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象児童としない。
- (1) 基準日から交付決定日までの間に死亡した者
- (2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 9 第7項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなす。
- (1) 基準日から交付決定日までの間に死亡した者
- (2) 交付決定日において、国外に転出している者
- (3) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 10 前3項の規定にかかわらず、対象児童が基準日又は交付決定日の時点において、第4項各号のいずれかに該当する場合は、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日において、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る3歳未満子育て世帯主としないこと。
- 11 第7項から第9項までの規定にかかわらず、対象児童が第5項に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日において居住市町村にその住民票を移しておらず、第5項第1号の要件を満たし、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である3歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。

(プレミアム付商品券の販売等)

第4条 町長は、5千円分のプレミアム付商品券を4千円で販売するものとする。

- 2 プレミアム付商品券の1枚あたりの額面は500円とし、10枚を1単位として販売するものとする。
- 3 プレミアム付商品券の販売限度額は、次の各号に掲げる購入対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 扶養外住民税非課税者 1人につき2万5千円分
- (2) 子育て世帯主 1人につき2万5千円に当該子育て世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第5条 プレミアム付商品券を購入した者（以下「購入者」という。）は、プレミアム付商品券を特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とする。
- 3 特定事業者は、特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金額の支払いを行わないものとする。
- 4 購入者は、プレミアム付商品券を第三者に転売し、譲渡し、又は換金してはならない。
- 5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができる。

(購入引換券の交付申請)

第6条 プレミアム付商品券を購入しようとする扶養外住民税非課税者(以下「購入希望者」という。)は、錦江町プレミアム付商品券購入引換券交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項に該当する購入希望者は、錦江町プレミアム付商品券購入引換券交付申請書(施設入所等児童等用)(様式第2号)を町長に提出するものとする。
- 3 第3条第5項に該当する購入対象者は、あらかじめ、錦江町プレミアム付商品券等受領に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書(様式第3号)を町長に提出するものとする。
- 4 前項の申請をすることができる期間は、令和元年7月1日から同年12月27日までの間とする。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第7条 次に掲げる者は、購入希望者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる。

- (1) 平成31年1月1日の時点において、購入希望者の属する世帯の世帯員であった者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
- (3) その他町長が特に認める者

(購入引換券の交付の決定)

第8条 町長は、第6条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、購入引換券の交付又は不交付を決定し、交付を決定した者に対して錦江町プレミアム付商品券購入引換券(様式第4号)を交付するものとする。

- 2 第3条第4項に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同項に規定する保護者から代理人申請があった場合でも、不交付決定とする(町において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。)
- 3 第3条第5項に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。)に到着した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。)
- 4 第3条第6項に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同項に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする(町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。)
- 5 町長は、第6条の規定にかかわらず、第3条第7項の対象世帯主、同条第10項の規定により購

入対象者となる対象児童及び同条第 11 項の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、購入引換券を交付する。

(転入者による購入引換券の引換申請)

第 9 条 町に転入した購入対象者が町にプレミアム付商品券の引換の申請をするときは、他の市町村により交付された購入引換券を町長に提出するものとする。

(プレミアム付商品券の販売)

第 10 条 購入引換券の交付を受けた購入対象者又は代理人は、交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。

2 町長は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第 4 条第 2 項の販売単位 1 単位当たり 1 回、町長が別に定める確認印を押印する。

3 購入引換券に誤って確認印を押印した場合には、町長が別に定める方法により確認印の印影に訂正を講じ、確認印が無効であることを表示する。

4 前項の確認印を 5 回押印した購入引換券については、購入対象者の氏名及び住所の箇所に確認印を押印し、近傍に失効と朱書きすることをもって失効させる。

5 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 14 日までの間とする。

(特定事業者の登録等)

第 11 条 町長は、別に定める募集要領により特定事業者を募集するものとする。

2 町長は、前項の規定により応募した事業者を特定事業者として登録し、当該特定事業者に対して特定事業者登録証明書を交付するものとする。

(特定事業者の責務)

第 12 条 特定事業者は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受取を拒んではならないこと。

(2) プレミアム付商品券の交換、譲渡又は売買を行ってはならないこと。

(3) 町と適切な連携体制を構築すること。

(4) 前条第 1 項の募集要項に定める事項を遵守しなければならないこと。

2 町長は、特定事業者が前条第 1 項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(特定事業者への支払)

第 13 条 町長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用されたときは、当該特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、町長に対し特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額の支払を求めるものとする。

3 第 1 項の規定による支払は、特定事業者の預金口座への振替の方法により行うものとする。

4 特定事業者は、町長に対し、令和 2 年 3 月 15 日までに支払を求めるものとする。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第 14 条 町長は、プレミアム付商品券事業の実施に当り、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 15 条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第 6 条第 2 項の申請期限までに第 6 条第 1 項の規定による申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 町長が第 8 条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 16 条 購入引換券の交付を受けた者は、当該交付を受けてから令和 2 年 2 月 29 日までの間に購入対象者の要件に該当しなくなったときは、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券の額のうち国の補助対象に相当する金額を返還しなければならない。

(委託業務等)

第 17 条 町長が、一部業務を事業者等に委託等する場合における、第 4 条、第 10 条及び第 13 条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「受託者」とする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、プレミアム付商品券事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

(表面)

錦江町プレミアム付商品券購入引換券交付申請書



平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村
殿

1. プレミアム付商品券の購入引換券の交付を希望する方(申請・購入対象者)は、以下に氏名等を記入して下さい。

		記入日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	現 住 所 (購入引換券の送付先)
	男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
※ 上記の記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者1人につき額面2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。			平成31年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1. の申請・購入対象者の家族等(申請・購入対象者と同一の世帯に属する方)のうち購入要件を満たす方で、当該1. の申請・購入対象者と併せて申請を行うことを希望する方は、以下に氏名等を記入してください。

上記1. の申請・購入対象者(以下及び裏面において【a】といいます。)が、【a】と同一の世帯に属する購入対象者(以下及び裏面において【b】といいます。)を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

No.	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日
1		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
2		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
3		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
4		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
5		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください。

3. 平成31年1月1日時点で、上記1. の申請・購入対象者の方が、親族等から生活の支援を受けている(扶養されている)場合は、下の欄に生活の支援を行っている方(扶養者)の氏名等を記入してください(該当がない場合は記入不要です。)

扶養者	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	平成31年1月1日時点の住民票所在地
		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の記名(楷書)をもって下記事項に誓約・同意します。 (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がありません。 (2) 上記1. の申請・購入対象者に関するプレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料(税務情報を含む。)の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。 (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)。				
				記入日
				年 月 日

4. 1. の申請・購入対象者を代理して、1.、2. について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。(代理による申請を行わない場合には、記入不要です。)

		記入日	年 月 日	
代理人	(フリガナ) 代 理 人 氏 名	代 理 人 性 別	代 理 人 生 年 月 日	代 理 人 住 所
		男・女	1. 法定代理人 2. その他 明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	電 話 ()
上記の者を代理人と認め、 プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請を委任します。				申 請 ・ 購 入 対 象 者

(裏面)

2. (表面の続き)

【a】が、【b】を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ)	性別	生年月日
	氏名		
6		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
7		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
8		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
9		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
10		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
11		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
12		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
13		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
14		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
15		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
16		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
17		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
18		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
19		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
20		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、別の申請様式を使用してください。

「誓約・同意事項」

- (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がなく、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当します。
- (2) プレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等(2. の購入対象者に係る購入対象者要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)
- (4) 市区町村が交付決定をした後、申請書の不備による郵送不能等の事由により購入引換券の引渡し完了せず、かつ、令和元年12月27日までに、市区町村が申請・購入対象者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 購入引換券の交付後、平成31年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに青色事業専従者及び白色事業専従者に該当すること等プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当しないことが判明した場合には、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券のプレミアム相当額を返還します。

（施設入所等児童等用）

（表面）

錦江町プレミアム付商品券購入引換券交付申請書

※ この申請書は、施設入所等児童等の入所する施設の職員等が、当該児童等に係るプレミアム付商品券の購入引換券の交付の申請を代理し、まとめて申請するほか、施設入所等児童等がご自身で申請される場合にご利用いただくものです。

平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村
錦江町長 殿



施設等の名称	施設等の種類	設置者等の名前 (法人名等)
施設等が所在する住所又は里親住所地 (購入引換券の送付先)		
電話 ()		

1. 申請方法（申請方法（下記のA又はB）のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。）

A 施設職員等による代理申請→

下記の2及び5を記載するとともに、3の記載内容をもとに裏面を記載し、代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写しを添付してください。

B 本人による申請→

下記の4及び5を記載し、本人が確認できる書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等）を添付してください。

2. 代理申請を行う者

			記入年月日	年 月 日
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人 性別	代理人生年月日	代理人の施設等 における役職
		男・女	年 月 日	

※ 上記の記名(楷書)をもって下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者一人につき総額2万5千円のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。

3. 上記2.の者が所属する施設等に入所等している購入対象者

上記2.の代理申請を行う者(以下[a]といいます。)が、その者が所属する施設等に入所等している購入対象者(以下[b]といいます。)を代理して、申請する場合には、[b]の氏名等を別紙様式1にご記入ください。(この場合、[b]は、それぞれ下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、[a]に申請を委任するものとします。)

4. 申請者

			記入日	年 月 日
氏名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所(平成31年1月1日時点の住民票所在地) ※「施設等が所在する住所又は里親住所地」と同じ場合は記載不要
		男・女	年 月 日	

※ 記名押印に代えて署名することができます。

※ 上記の記名(楷書)をもって下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者一人につき総額2万5千円のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。

5. 購入対象者

購入対象者	人
-------	---

※ 4.の申請者または別紙様式1の購入対象者の合計

「誓約・同意事項」

- 令和元年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がなく、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当します。
- プレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等(別紙様式1記載の購入対象者に係る購入対象者要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)。
- 市区町村が交付決定をした後、申請書の不備による郵送不能等の事由により購入引換券の引渡しが完了せず、かつ、令和元年12月27日までに、町が申請・購入対象者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 購入引換券の交付後、令和元年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに青色事業専従者及び白色事業専従者に該当すること等プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当しないことが判明した場合には、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券のプレミアム相当額を返還します。

(裏面)

※購入対象者は、氏名が50音順になるように記載してください。全ての購入対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

	(ふりがな)	性別	生年月日		(ふりがな)	性別	生年月日
	氏名				氏名		
1		男・女	年 月 日	21		男・女	年 月 日
2		男・女	年 月 日	22		男・女	年 月 日
3		男・女	年 月 日	23		男・女	年 月 日
4		男・女	年 月 日	24		男・女	年 月 日
5		男・女	年 月 日	25		男・女	年 月 日
6		男・女	年 月 日	26		男・女	年 月 日
7		男・女	年 月 日	27		男・女	年 月 日
8		男・女	年 月 日	28		男・女	年 月 日
9		男・女	年 月 日	29		男・女	年 月 日
10		男・女	年 月 日	30		男・女	年 月 日
11		男・女	年 月 日	31		男・女	年 月 日
12		男・女	年 月 日	32		男・女	年 月 日
13		男・女	年 月 日	33		男・女	年 月 日
14		男・女	年 月 日	34		男・女	年 月 日
15		男・女	年 月 日	35		男・女	年 月 日
16		男・女	年 月 日	36		男・女	年 月 日
17		男・女	年 月 日	37		男・女	年 月 日
18		男・女	年 月 日	38		男・女	年 月 日
19		男・女	年 月 日	39		男・女	年 月 日
20		男・女	年 月 日	40		男・女	年 月 日

様式第3号（第6条関係）

プレミアム付商品券等受領に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

長 殿			
<p>プレミアム付商品券事業が実施されることとなった場合、その購入引換券の交付申請に際し、交付市町村を変更し、住民票所在市町村に対して代理申請があったとしても、代理申請者に対し交付しないことを求めます。 そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市区町村に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">_____年 _____月 _____日</p>			
(フリガナ)		生年月日 (西暦)	申出者及び同伴者が 現在居住している住所(未届)
氏 名			
申出者		年 月 日	電話 ()
同伴者		年 月 日	
同伴者		年 月 日	平成31年1月1日に申出者及び同伴者が 住民登録を行っている住所
同伴者		年 月 日	
配偶者からの暴力を理由に避難していることに 関連して受けている措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	
配偶者と生計を別にした日		1. 平成31年1月1日以前 2. 平成31年1月2日以降	

※市区町村記入欄

受付日	該当する事例	保険証の写しの 提出があった日	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	年 月 日	

(裏面)

- 申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。
- ① 平成31年1月1日以前に避難し、配偶者と生計を別にされたが、諸事情により平成31年1月1日までに住民票を移すことができなかった方
- ② 平成31年1月2日以降に避難し、配偶者と生計を別にされた方
- 現在居住している住所(未届)及び電話番号については、住民登録を行っている市区町村へはお知らせしません。
- 太枠内を記入してください。
- 申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市区町村名を記入してください。(例:「△△市長 殿」)
- 年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。(例:「平成31年6月1日」)
- 同伴者の欄には、基準日時点で住民登録を行っている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。
- 「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。
 - 1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。
 - 同伴者がいる場合は、当該同伴者に係る書類も合わせて添付してください(裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本又は正本、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません)。
 - 3を選択した場合は、申出先市町村のプレミアム付商品券担当窓口から住基担当窓口へ該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。
- 「配偶者と生計を別にした日」欄は、該当する番号に○をつけてください。
 - 1を選択した場合は、平成31年1月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる資料を添付してください(施設等入所者の方は、婦人相談所が発行する一時保護証明書等又は配偶者からの暴力を理由に避難している者の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書、それ以外の方はご自身名義の公共料金の納付証明書等。保険証の写し等で確認できる場合は、別途これらを添付する必要はありません)。
 - 2を選択した場合は、特段書類は必要ありません。
- 下記のいずれかが確認できる保険証の写し(同伴者分を含む。)を添付してください。
 - ・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること

国補助分	錦江町プレミアム付商品券購入引換券	再発行不可 複写禁止				
	錦江町	公印刷込				
購入者氏名						
購入者住所						
購入単位	4000円（商品券利用可能額 5000円）					
購入回数	5回 ※一度の購入で複数回分購入可能					
（購入時の注意事項）						
この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。						
身分証明書（免許証、健康保険証、社員証、学生証等）、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名・住所を確認できるものをお持ちください。						
また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人・使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただきます。						
商品券購入の際は、お釣りの出ないようにご準備ください。						
（町村域外転出者の方へ）						
本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます（例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つ分、商品券が購入可能です。）。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。						
【購入確認欄】 国の定める方法以外の方法による購入確認欄の訂正は無効です。						
<table border="1" style="width: 100%; height: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>						
※ 購入引換券交付後、購入対象者要件に該当しないことが明らかとなった場合には、本購入引換券を返還いただきます。						

（錦江町使用欄）